

# 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る 傷病手当金の支給申請について

後期高齢者医療制度の被保険者である被用者のうち、以下に該当する場合に傷病手当金を支給します。支給を受けるためには、申請が必要となりますので、申請を希望される方は、必ず事前に電話でお問合せください。ご事情をお伺いし、申請書等を郵送します。

## 1 対象者

後期高齢者医療制度の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている方に限ります。）で、療養のため労務に服することができない方（新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方に限ります）。

## 2 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数。

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる方に対しては、これを受けることができる期間は、支給しません。

〔 ※受け取ることができる給与収入の額が、規定により算出される傷病手当金の額より少ない時は、その差額を支給します。 〕

## 3 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

※日数は支給対象となる日数となります。また、限度額を超えた分は支給されません。

## 4 適用期間

令和2年1月1日～令和5年5月7日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで。）

※申請期限（時効）は労務に服することができなくなった日ごとにその翌日から2年間。

## 5 申請方法

必ず**事前に電話**でお問合せください。（その際、**被保険者番号**（保険証の番号）をお聞きしますので、被保険者証をご準備ください）。ご事情をお伺いし、申請書等を郵送します。

申請は**郵送による提出のみ**の受付とさせていただきます。

【提出書類】

- (1) 傷病手当金支給申請書①（被保険者記入用）
- (2) 傷病手当金支給申請書②（被保険者記入用）
- (3) 傷病手当金支給申請書③（事業主記入用）
- (4) 傷病手当金支給申請書④（医療機関記入用）※医療機関で受診していない場合は不要
- (5) 給与等の支払いが確認できる書類

①「直近の継続した3月間の給与明細」または「給与が振り込まれた通帳」の写し 等

②「雇用契約書」または「労働条件通知書」の写し 等

(6) 同意書

※審査のために追加で書類を求めたり、事業主や医療機関等へ調査や照会を行ったりすることがあります。

## 6 支給決定

申請を受理してから支給決定まで、1～2カ月程度かかることがあります。支給決定または不支給決定通知で結果をお知らせし、支給決定した場合は指定口座へ振り込みます。

## 7 その他

### 【Q&A】

Q1 新型コロナウイルス感染症の「感染が疑われる方」とは？

A1 概ね、次の①か②に該当する方で、結果として新型コロナウイルス感染症に感染していなかった場合も含まれます。

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が2日程度続く方

（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

Q2 「支給対象となる日数」とは？

A2 令和2年1月1日～令和5年5月7日までの間で、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、就労を予定していた日数となります。

Q3 「労務に服することができなくなった日」とは？

A3 基本的には、医療機関において労務不能と認められた日となります。医療機関を受診していない場合は、事業主が証明した日となります。

Q4 フリーランスや個人事業主は対象になるか？

A4 給与（雇用関係にある従業員に支給する労働対価）の支払いを受けている方が対象となるため、自営業の方や個人で事業を行う方は、対象となりません。

Q5 1日あたりの支給額の上限はあるか？

A5 標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する額が上限額となり、令和5年3月現在、上限額は30,887円です。

Q6 傷病手当金を支給申請する前に亡くなった場合、相続人が申請することは可能か？

A6 可能です。ただし、1就業日あたりの給与収入及び労務に服することができない期間等を適切に証明できる場合に限りです。

【問合せ先】 **必ず事前に電話でお問合せください！**

〒030-0801 青森市新町2丁目4番1号（青森県共同ビル1階）

青森県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付担当

TEL：017-721-3821